第2579号

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

目 次

○大規模小売店舗立地法により県が意見を述べた件 ○大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件

○道路の区域を変更する件

報

公 告

福島県企業局

○落札者を決定した件二件

○都市計画の変更に係る関係図書の写しの送付を受けた件四件

県

○福島県企業局財務規程の一部を改正する規程 福島県病院局

○福島県病院局財務規程の一部を改正する規程

正

福

○平成二十六年四月一日付け定例第二千五百七十七号中

告 示

福島県告示第二百三十三号

項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十 工労政課に備え置いて縦覧に供する。 福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及びいわき市商工観光部商 六年四月八日から同年五月八日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下 「法」という。)第八条第

平成二十六年四月八日

福島県知事 佐 藤 雄 平

株式会社カワチ薬品泉店 福島県いわき市泉町滝尻字泉町十一ほか 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

> 法第八条第 意見なし。 一項の規定によりいわき市から聴取した意見の概要

(商業まちづくり課)

十六年四月八日から同年五月八日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、 項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成一 福島県告示第二百三十四号 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第四

福島県県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び福島市総務部情報管理課 市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

平成二十六年四月八日

意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地 福島県知事

佐

藤

雄

平

ケーズデンキ福島南本店 福島県福島市太平寺字児子塚四十三番地六ほか

法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要

(商業まちづくり課)

意見なし。

福島県告示第二百三十五号

불

課及び福島県県南建設事務所で平成二十六年四月八日から二週間一般の縦覧に供する。 て道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道につい

平成二十六年四月八日

긆

Ξ

닖

福島県知事 佐 藤 雄 平

浅 川 線 祖 田		路 線 名
六六番三地先まで 同 市表郷八幡字宮下 四七番地先から 白河市表郷八幡字石前		区間
変更後	変更前	の変変 別更更 後前
一〇・六~	一七・○	(メートル)敷 地 の 幅 員
四三一九	四 三 一 九	び メート ル) 長

(道路計画課)

公

告

公告第百十号

を受けたので、次のとおり縦覧に供する。 項の規定により、福島市から県北都市計画下水道の変更に係る関係図書の写しの送付都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項で準用する同法第二十条第

平成二十六年四月八日

総括図、計画図及び計画書の写し 縦覧に供する図書

縦覧場所

福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県県北建設事務所企画管理部企画調査課 (都市計画課)

の送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。 平成二十六年四月八日

福島県知事

佐

藤

雄

平

項の規定により、福島市から県北都市計画特別用途地区の変更に係る関係図書の写し

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項で準用する同法第二十条第

報

公告第百十一号

縦覧に供する図書

総括図、計画図及び計画書の写し

縦覧場所 福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県県北建設事務所企画管理部企画調査課

(都市計画課)

公告第百十二号

福

受けたので、次のとおり縦覧に供する。 一項の規定により、福島市から県北都市計画道路の変更に係る関係図書の写しの送付を 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項で準用する同法第二十条第

平成二十六年四月八日

縦覧に供する図書

福島県知事

佐

藤 雄

平

総括図、計画図及び計画書の写し

縦覧場所 福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県県北建設事務所企画管理部企画調査課

(都市計画課)

公告第百十三号

都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十一条第二項で準用する同法第二十条第

> 受けたので、次のとおり縦覧に供する。 項の規定により、福島市から県北都市計画市場の変更に係る関係図書の写しの送付を

平成二十六年四月八日

縦覧に供する図書

福島県知事

佐

藤 雄 平

総括図、計画図及び計画書の写し

縦覧場所

福島県知事

佐

藤

雄

平

福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県県北建設事務所企画管理部企画調査課

(都市計画課)

公告第114号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第11条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)第274条の11第1項の規定により公告する。

平成26年4月8日

福島県知事 佐 藤 雄 平

1 落札に係る物品等の名称及び数量

平成26年4月8日 火曜日

- ノート型パソコン 150台
- 2 落札に関する事務を担当する課の名称及び所在地福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日 平成26年2月4日
- 4 落札者の氏名及び住所 株式会社エフコム 福島県郡山市堤下町13番8号
- 5 落札金額 10,221,750円
- 6 契約の相手方を決定した手続
 - 一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日 平成25年12月20日

(入札用度課)

公告第115号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第11条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)第274条の11第1項の規定により公告する。

平成26年4月8日

福島県知事 佐 藤 雄 平

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 ノート型パソコン (職員用) 460台
- 2 落札に関する事務を担当する課の名称及び所在地福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日 平成26年2月14日
- 4 落札者の氏名及び住所 株式会社エフコム 福島県郡山市堤下町13番8号
- 5 落札金額 30,284,100円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日 平成25年12月27日

(入札用度課)

福島県企業局財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成26年4月8日

福島県知事 佐 藤 雄 平

福島県企業局管理規程第3号

福島県企業局財務規程の一部を改正する規程

福島県企業局財務規程(昭和44年福島県企業局管理規程第8号)の一部を次のように改正する。

第179条第1項中第16号を第17号とし、第10号から第15号までを1号ずつ繰り下げ、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 除染作業業務委託契約の締結後に当該業務委託に係る業務委託料を変更する場合において、変更後の業務委託料に100分の5を乗じて得た額が既に納付された契約保証金の額の2倍未満の額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

第222条の2第1項に後段として次のように加える。

この場合において、一般競争入札又は指名競争入札に参加しようとする者の資格の審査の結果、一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格がないと認めた者から請求があつたときは、当該資格がないと認めた理由を、当該請求を行つた者に文書で通知しなければならない。

第222条の2第4項に次の1号を加える。

(4) 地方自治法施行令第167条の5第1項又は第167条の11第2項に規定する資格に関する文書を入手するための手段

第222条の3第1項中「第2条第6号」を「第2条第5号」に改め、「ついては、」の次に「最初の契約に係る公告において最初の契約以外の契約に係る公告を少なくとも24日前に行う旨規定した場合に限り」を加える。

第222条の4第1項中「第7条」を「第7条第1項」に改める。

第222条の9第1号中「第7条」を「第7条第1項」に、「第6条第5号」を「第6条 第6号」に改める。

第222条の11第2項第7号中「第7条」を「第7条第1項」に改める。

この規程は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の一 部を改正する政令 (平成26年政令第58号) の施行の日から施行する。ただし、第179条第 1 項中第16号を第17号とし、第10号から第15号までを1号ずつ繰り下げ、第9号の次に 1号を加える改正規定は、公布の日から施行する。

(経営企画課)

福島県病院

福島県病院局財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成26年4月8日

福島県病院事業管理者 丹 羽 真

福島県病院局管理規程第3号

福島県病院局財務規程の一部を改正する規程

福島県病院局財務規程(平成16年福島県病院局管理規程第5号)の一部を次のように 改正する。

第221条第1項中「第2条第6号」を「第2条第5号」に改める。

第222条第1項中「第7条」を「第7条第1項」に改める。

第227条第1号中「第7条」を「第7条第1項」に、「第6条第5号」を「第6条第6 号」に改める。

第229条第2項第7号中「第7条」を「第7条第1項」に改める。

別表第5の3の表中「株式会社東邦銀行平支店」を「株式会社東邦銀行いわき営業部」 に改める。

附 則

この規程は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の一 部を改正する政令(平成26年政令第58号)の施行の日から施行する。ただし、別表第5 の3の表の改正規定は、公布の日から施行する。

(病院総務課)

刷

リサイクル適性®